令和4年第11回

座間市農業委員会定例総会

日時·令和4年11月25日(金) 午後3時30分

場所·座間市役所 6 F全員協議会室

第11回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年11月25日、第11回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

3 曽 根 覚

9 井 上 俊 春

4 鈴 木 寛 幸

10 小 泉 聡

6 飯 島 英 勝

11 草 薙 初 夫

7 大 木 秀 春

12 大 矢 義 孝

8 小 野 たづ子

会議を欠席した委員

1 加藤博之

2 吉 川 充

5 小 林 多賀雄

会議に遅刻した委員

澤 田 富美雄

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大 木 秀 夫 、 澤 田 富美雄 、 若 菜 成 之

書記は次のとおり

1 事務局長 山本 浩由

2 次 長 曽根 和士

3 庶務係長 曽根 裕次

4 主 事 補 東 田 佑太郎

議 事 日 程

1 議事録署名委員の指名について

2 諸報告について

3 報告第20号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について

4 報告第21号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について

5 議案第47号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

6 議案第48号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

7 議案第49号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後3時30分開会

議 長 ただいまの出席委員は9人で、定足数に達しております。

これより令和4年第11回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、1番加藤博之委員、2番吉川充委員、5番小林多賀雄委員から欠席の届出が 出ておりますので、ご報告いたします。

また、澤田富美雄推進委員が遅れて来られますので、よろしくご理解いただきたい と思います。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、6番飯島英勝委員、12番大矢義孝 委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局 それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存 じます。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和4年10月27日(木)から令和4年11月24日(木)までの概要でございます。

先月、10月27日(木)、この場所におきまして、令和4年第10回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、1件、1筆の農地転用届出、農地法第5条、3件、5筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3件、23筆の合計3議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

11月3日(木)にはハーモニーホールで開催された、市表彰式に、会長が来賓として出席をされております。

11月7日(月)には厚木市役所で開催された、県央地区農業委員会連合会会長・事務局長会議に、会長と私が出席をしております。

11月14日(月)には横浜市内で開催された、農業委員会・農協農業者年金実務研修会に、事務局職員が出席をしております。

11月17日(木)には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。 11月21日(月)にはJAさがみ座間支店において、会長と事務局職員が出席し、生 産支部長を対象に、農業委員改選に関する説明会を開催しました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計5件でございます。内容 は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせてい ただきました。

諸報告は以上でございます。

議 長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第20号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について 及び日程第4、報告第21号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務 局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第20号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年11月25日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続きまして、日程第4、報告第21号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年11月25日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

法第4条届出が、地目、田、1筆、地積、359㎡、畑、6筆、地積、1,067㎡。

法第5条届出について、地目、田が4筆、地積合計、373.05㎡。

法第3条許可申請については、記載のとおりでございます。

合計の田の筆数が6筆、地積、1289.05㎡、畑、6筆、地積、1,067㎡の合計12筆で

ございます。

以上です。

議 長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第47号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第5、議案第47号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切な ものと認められるので議決を求めます。

令和4年11月25日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧ください。

譲渡人ですが、相模原市中央区上溝二丁目にお住まいのさん。

譲受人は、座間市座間2丁目 にお住まいの さんです。

土地につきましては、座間2丁目 、地目、田、地積、557㎡です。

案内図につきましては、資料4ページをご覧ください。

主要地方道町田厚木線とJR相模線の河原宿踏切の間に位置する市街化区域の畑、 1筆でございます。

譲受人の さんですが、市内で意欲的に農業を営む方で、主に露地野菜の作付を 行っております。

今回は、 さんが耕作している畑の隣の畑を取得するもので、譲渡人の さん は さんの姉でございまして、当該地は、現在も さんが管理しており、 さんが管理することが困難なことから、今回の申請に至ったものでございます。

さんは、畑、6,364㎡を耕作しており、耕運機、トラクターなど一通りの農機 具を所有し、農業経営をされております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま、議案第47号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由 並びに補足説明がございました。 本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 17日に農地部会で確認をしてまいりました。ここの畑については、すごく見事に野菜類が耕作されておりまして、ハクサイ、タマネギ、ダイコン、レタス、ブロッコリー、それから一部、キウイの果物の木がありまして、部会としては特に問題なしということです。

以上です。

議 長 議案第47号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大 矢 委 員 ただいま農地部会長がおっしゃったとおり問題ないと思います。 以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑 ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第47号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、農地部会長報告は「承認」であります。農地部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第47号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について 議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6、議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年11月25日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市新田宿 にお住まいの、 さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年12月26日から令和4年11月25日まで。

特例適用農地ですが、番号1、新田宿字中屋敷 、地目、畑、地積、429㎡。番号2、新田宿字中屋敷 、地目、畑、地積、439㎡。番号3、新田宿字中屋敷 、地目、田、地積、314㎡。番号4、新田宿字中屋敷 、地目、田、地積、409㎡。番号5、新田宿字中屋敷 、地目、田、地積、462㎡。番号6、新田宿字中屋敷 、地目、田、地積、462㎡。番号6、新田宿字中屋敷 、地目、田、地積、495㎡の合計6筆、地積2,548㎡でございます。こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございまして、3年に1回、税務署に提出する証明でございます。

場所につきましては、資料の案内図6ページでございます。

諏訪神社西側の田、4筆、畑が2筆でございます。

さんですが、農業経営としては、本人のほかに奥様と、それから、弟の3人で 水稲や露地野菜を作付し、農地として良好に管理されております。

農機具は、トラクター、田植機などを所有しており、全体の農地面積は、田が5,524㎡、畑が2,616.44㎡の合計8,140.44㎡でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理 由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 全体で6筆ですけれども、1番と2番以外は田で、そして、同じところにあるので、 目を通していますが、全然、田は問題ないです。

そして、①については、ネギ、サトイモ、ジャガイモが耕作されております。②の畑には、イチゴ、ホウレンソウ、ダイコンが耕作されていて、特に問題ないという判断をいたしました。

以上です。

議 長 議案第48号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大 矢 委 員 ただいま農地部会長が言われたとおり、田も畑もよく管理されております。問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑

ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第48号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第49号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について 議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第7、議案第49号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を 引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年11月25日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料7ページをご覧ください。

申請人でございますが、座間市新田宿 にお住まいの、 さん。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年12月26日から令和4年11月25日まで。

特例適用農地ですが、番号1、新田宿字向新田 、地目、田、地積、1,000㎡。番号2、新田宿字向新田 、地目、田、地積、999㎡。番号3、新田宿字中川原下 、地目、田、地積、297㎡。番号4、新田宿字中川原下 、地目、田、地積、476㎡。番号5、新田宿字向新田 、地目、畑、地積、220㎡。番号6、新田宿字向新田 、地目、畑、地積、261㎡。番号7、新田宿字向新田 、地目、畑、地積、1,000㎡。番号8、新田宿字窪川原 、地目、畑、地積、210㎡の合計8筆、地積合計が4,463㎡でございます。

さんにつきましては、納税猶予を受けられ、今回で5回目の申請でございます。 場所につきましては、案内図8ページから12ページをご覧ください。

主要地方道藤沢座間厚木線南側にある田の2筆、それから、北側にある畑の2筆、 相模川沿いの畑の4筆でございます。

農業経営としましては、水稲作や露地野菜を作付し、農地として良好に管理されて

おります。

農機具は、耕運機、トラクター、田植機、バインダー、農用自動車などを所有して おり、農地として良好に管理されております。

全体の農地面積は、田が4,367㎡、畑が6,265㎡の合計1万632㎡でございます。 内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、議案第49号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理 由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 畑のほうだけということで見ていたのですけれども、ここでいう3番、4番については、サツマイモだとか、ダイズ、キビ等が植え付けられておりました。それから、 4番についても、サトイモ、トマト、ダイズはから干し、かけてあって干してあるという状態でした。それからあと、カラシナ、ジャガイモが作られております。

5番、6番については、例のごとくで、耕耘はしてあるのですけれども、作付がしていないというような状態でした。

あと一つ、失礼しました。 7番のところには、サトイモ、ナス、トマト、ゴボウ、 レタスが植わっているのですが、あと、サトイモの中のヤツガシラです。雑草がひど くて、その中に弱々と野菜類が植わっているということで、もっときれいに雑草等を したほうがいいのではないかという意見がありますので、よろしくお願いしたいと思 います。

以上です。

議 長 議案第49号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大 矢 委 員 田に関しては、稲を作って、刈取りが終わって、まだ耕耘はされていませんが、稲 を作っていられます。

それから、畑に関しては、自家野菜だと思うのですけれども、野菜をいろいろ作っております。

それから、7番の1,000㎡について、農地部会長が草が少し出ているということですが、そこの1反に関しては、酪農をやっておられて、堆肥を置く場所を何年かで移動していたりなどするのも少しあるので、若干、致し方ないのかとは思っております。

あとは、できる範囲でですけれども、よく管理されていると思いますので、問題ないと思っています。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑 ございませんか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第49号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第49号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。よろしいですか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、事務局から何かございますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、以上で、令和4年第11回座間市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時54分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議長

6 番

12 番